

心の健康相談事業実施要領

1 事業の趣旨

公立学校共済組合静岡支部（以下「共済組合」という。）は、公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く）及びその家族（以下「組合員等」という。）に対して公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの機会を提供し、組合員の心の健康保持増進を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資する。

2 相談の種類及び対象

種 類	対 象
一般相談	組合員とその家族が、組合員自身の問題について相談をする場合
専門相談	管理職・衛生管理者・養護教諭等が、所属所組合員に関する相談をする場合

3 相談内容

メンタルヘルスに関すること（職場・家庭・その他）

4 相談員

公認心理師又は臨床心理士

5 実施方法等

(1) 面談相談（対面・オンライン）

申込方法	<ul style="list-style-type: none">相談者は、別表1により、希望する相談員に直接連絡し、相談日時及び相談場所を予約する。予約の際に、「心の健康相談」の利用申込みであることを告げる。家族が組合員の相談をする場合は、予約の際に、相談員にその旨を告げる。
相談日時 相談場所	<ul style="list-style-type: none">相談員が指定する日時及び場所※相談者及び相談員双方のWeb環境が整っていれば、相談員の指定する方法によるオンライン実施も可。
組合員資格の 確認方法 (相談日当日)	<ul style="list-style-type: none">相談者は、保健事業関係様式第3号「心の健康相談事業利用証」（以下「利用証」という。）に必要事項を記入し、相談日に持参する。相談員は利用証の提示を受けることにより、組合員資格を確認する。家族が組合員の相談をする場合は、家族が相談者であることを告げ、「利用証」を提示する。「利用証」の提示は初回利用時のみとする。

(2) 電話相談

申込方法	<ul style="list-style-type: none">・事前申込は不要。・相談者は、別表2により、希望する相談員に直接電話し、以下の2点を伝える。<ul style="list-style-type: none">①「心の健康相談 電話相談」の利用であること②合い言葉 ※下記組合員資格の確認方法参照・相談員は、相談者が組合員又はその家族であることを確認する。・組合員又はその家族であることを確認後、相談員から電話を掛け直した上で、相談を開始する。
相談日時	<ul style="list-style-type: none">・毎週日曜日 受付時間：15時～17時※相談1回あたり20分～30分を目安とする。
組合員資格の確認方法	<ul style="list-style-type: none">・合い言葉の聴取により行う。※合い言葉：「しずおかそうだん」

(3) 相談回数への取扱い

- ・相談の種類及び相談方法ごとに、相談者一人につき、一年度3回までとする。
- ・複数の相談員に相談をする場合は、通算して3回までとする。
- ・組合員及び家族の相談回数を通算して3回までとする。

【例】

- ・電話相談を3回実施後、面談相談を3回実施
⇒ ○（方法ごとに3回ずつ可）
- ・家族が電話相談を2回実施後、本人が電話相談を2回実施
⇒ ×（家族と本人の回数は通算される。この例では、本人の電話相談は1回まで可能）
- ・家族が電話相談を3回実施後、本人が面談相談を3回実施
⇒ ○（相談方法が異なるため、いずれも可能。）
- ・家族が面談相談（対面）を2回実施後、本人が面談相談（オンライン）を2回実施
⇒ ×（対面・オンラインはどちらも面談相談として扱われる。この例では、本人の相談は1回まで可能。）
- ・A相談員が2回実施後、B相談員が2回実施
⇒ ×（複数の相談員への相談回数は通算するため、この例では、B相談員への相談は1回まで）

6 オンライン実施及び電話相談実施の際に相談者が注意すべき事項

- (1) オンライン実施又は電話相談で用いる電話回線・インターネット回線や接続用の端末等の利用環境は、相談者自身で用意すること。
また、通信料の費用負担も生じること。
- (2) 通信状況により、通信が中断されたり、遅延したりする可能性があること。
- (3) 言語的・非言語的なものが相手に伝わりにくいことがあるため、コミュニケーションに齟齬が生じる可能性があること。
- (4) 相談場所は、プライバシーが守られ、安全で適切な環境であること。
- (5) セキュリティ上の問題から、不正アクセスの被害を受けるリスクがゼロではないこと。

7 相談員一覧

- (1) 面談相談（対面/オンライン）
別表1のとおり
- (2) 電話相談
別表2のとおり

8 費用の負担

共済組合が負担する。
※通信料については相談者の負担となる。

9 秘密の厳守

相談者のプライバシーを保護するため、共済組合は相談員に対して相談者の個人情報は求めないものとし、相談員は守秘義務を負うものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年12月2日から施行する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。